

栗原市内施術所開設者 各位

# 令和4年4月1日より 各種手続きの窓口が 大崎保健所になります

栗原保健所企画総務班が窓口となっている施術所に関する各種手続きについては、組織改編により関連業務を大崎保健所に移すことに伴い、令和4年4月1日より窓口を以下のとおり変更いたします。

御理解・御協力の程、よろしくお願いいたします。

## ○窓口が変更となる主な手続き

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師法関係
  - ・ 施術所の開設、変更、廃止等に関する届出
  - ・ 出張業務及び県内滞在業務の開始・廃止等の届出
- (2) 柔道整復師法関係
  - ・ 施術所の開設、変更、廃止等に関する届出

## ○令和4年4月1日からの窓口

大崎保健所 企画班

〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)

電話：0229-91-0708 FAX：0229-22-9449